

## 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業  
 小分類 280 管理、補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)  
 小分類 281 電子デバイス製造業

細分類	産業名		参考
E2811	電子管製造業	主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。 主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は中分類29【2941】に分類される。	真空管製造業(通信用のもの);X線管製造業;水銀整流管製造業;光電管製造業;マイクロ波管製造業;放電管製造業
E2812	光電変換素子製造業	主として光電変換素子製造業(半導体素子を除く)を製造する事業所をいう。	発光ダイオード製造業;フォトカプラ製造業;インタラプタ製造業
E2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)	主として半導体素子を製造する事業所をいう。	ダイオード製造業;トランジスタ製造業;サイリスタ製造業;サーマスタ製造業
E2814	集積回路製造業	主として半導体集積回路、薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。 主として集積回路に抵抗器、コンデンサ、半導体素子などの個別部品を付加したものと及び超小形構造(1立方cmの中に、3個以上の素子実装密度を有するもの)の電子部品を製造する事業所も本分類に含まれる。 ただし、主として複合部品(回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したものを)を製造する事業所は小分類282【2821】に分類される。	半導体集積回路製造業;薄膜集積回路製造業;混成集積回路製造業;超小形構造集積回路製造業;中央演算処理装置(CPU)製造業;コンバータ製造業
E2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	主として液晶パネル、有機ELパネルなどを製造する事業所をいう。	有機ELパネル製造業;液晶素子製造業

### 小分類 282 電子部品製造業

細分類	産業名		参考
E2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	主として抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品(回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したものを)を製造する事業所をいう。	抵抗器製造業(電力用を除く);コンデンサ製造業(電力用を除く);変成器製造業(電力用を除く);電子機器用小型電源変圧器製造業;電子機器用蓄電器製造業
E2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	主としてスピーカ、マイクロホン、ヘッドホンなどの部品、磁気ヘッド及び、小形モーター(入力電力3ワット未満のもの)を製造する事業所をいう。 ただし、電気音響機械及び附属品(完成品)を製造する事業所は中分類30【3023】に分類される。	スピーカ部品製造業;マイクロホン部品製造業;イヤホン部品製造業;ヘッドホン部品製造業
E2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	主としてコネクタ、スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。	コネクタ製造業(配線器具を除く)スイッチ製造業(配線器具及び電力用開閉器を除く);リレー製造業(電力用継電器及び遮断器を除く)

### 小分類 283 記録メディア製造業

細分類	産業名		参考
E2831	半導体メモリメディア製造業	主として半導体メモリーカード、メモリースティック、その他のメモリーカードを製造する事業をいう。	SDメモリーカード製造業;メモリースティック製造業;コンパクトフラッシュ製造業
E2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	主として記録する前の光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等を製造する事業所をいう。 ただし、主として情報を記録した光ディスク、磁気ディスク、磁気テープを製造する事業所は中分類32【3296】に分類される。	光ディスク製造業(生のもの);CD・R/RW製造業(生のもの);DVD・R/RW製造業(生のもの);磁気ディスク製造業(生のもの);フレキシブルディスク製造業;MO製造業;オーディオ用テープ製造業;ビデオ用テープ製造業;コンピュータ用テープ製造業

小分類 284 電子回路製造業

細分類	産業名		参考
E2841	電子回路基板製造業	主として電子回路基板を製造する事業所をいう。 主な製品は、プリント配線板(回路設計に基づいて、部品間を接続するために導体パターンを絶縁基板の表面又は表面とその内部に、プリントによって形成された板)、モジュール基板(プリント配線板へ搭載され、電氣的相互接続が可能な板)などである。	片面・両面・多層リジッドプリント配線板製造業;ビルドアップ配線板製造業;フレキシブルプリント配線板製造業;フレックスリジッドプリント配線板製造業;セラミックスプリント配線板製造業;メタルコアプリント配線板製造業;リジッドモジュール基板製造業;TAB・COF基板製造業;セラミックスモジュール基板製造業
E2842	電子回路実装基板製造業	主として電子回路実装基板(電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)を製造する事業所をいう。 主な製品は、プリント配線実装基板(プリント配線板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)、モジュール実装基板(モジュール基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)などである。 ただし、電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類29【291～297】に、情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類30【301～303】のそれぞれに、ユニット部品は小分類【285】に分類される。	挿入部品実装基板製造業;チップ部品実装基板製造業;ICパッケージ実装基板製造業;ワイヤボンディング実装基板製造業;TAB・COF実装基板製造業;フリップチップ実装基板製造業

小分類 285 ユニット部品製造業

E2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	主として電源ユニット、高周波ユニット(受信用チューナ、受信用アンテナなど)及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。	スイッチング電源製造業;放送(通信)受信チューナユニット製造業;分配・分岐・混合・分波・整合器製造業;プースタユニット製造業;コンバータユニット製造業;エアコンユニット製造業;選局ユニット製造業;タイマユニット製造業;モジュレータユニット製造業;パワーコントロールユニット製造業
E2859	その他のユニット部品製造業	主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。	電子部品組立製造業;紙幣識別ユニット製造業;硬貨区分ユニット製造業;液晶表示ユニット製造業

小分類 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

細分類	産業名		参考
E2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	主として整流器(電力用を除く)、磁性材部分品(粉末や金によるもの)など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。	整流器製造業(電力用を除く);ダイヤル製造業;プラグ・ジャック製造業(電力用を除く);磁性材部分品製造業(粉末や金によるもの);雑音防止器製造業;テレビ画面安定器製造業;共振子・発振子製造業;フィルタ製造業;ソケット製造業(電球用を除く);センサ製造業;タッチパネルセンサ製造業;カラーフィルタ製造業

中分類 29 電気機械器具製造業

小分類 290 管理、補助的経済活動を行う事業所(29電気機械器具製造業)

小分類 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

細分類	産業名		参考
E2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより動かされる発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。ただし、内燃機関用電動機、発電機を製造する事業所は小分類292【2922】に分類される。	ターボゼネレータ製造業; 電動車両用モーター(トラクションモーター、電力モーター)製造業
E2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)	主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は中分類28【2821】に分類される。	変圧器製造業(送配電用、機器用、シグナル用); ネオン変圧器製造業; 計器用変成器製造業; リアクトル製造業; 電圧調整器製造業
E2913	電力開閉装置製造業	主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。	開閉器製造業(電力用のもの); 継電器製造業(電力用のもの); 断路器製造業; 遮断機製造業; 避雷器製造業; 電力用ヒューズ装置製造業
E2914	配電盤・電力制御装置製造業	主として配電盤及び電力制御装置を製造する事業所をいう。主としてリアクトル及び電圧調整器を製造する事業所は細分類2912に分類される。	制御装置製造業(車両用を含む); 起動器製造業; 抵抗器製造業(電力用のもの); 配電ばこ製造業; 自動調整装置製造業; 制御器製造業
E2915	配線器具・配線附属品製造業	主として配線器具(小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など)及び配線ばこ並びに部品(パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど)を製造する事業所をいう。陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は中分類21【2144】に、ガラス絶縁材料を製造する事業所は中分類21【2119】に分類されるが、電線管接続附属品及び電鈴(ベル用変圧器を含む)は本分類に含まれる。主として電気照明器具を製造する事業所は小分類294【2942】に分類される。	小形開閉器製造業; 点滅器製造業; 接続器製造業; 電球保持器製造業; 鉄道用配線器具製造業; パネルボード製造業; 小形配線ばこ製造業; ヒューズ製造業; 電線管接続附属品製造業; ベル用変圧器製造業; プラスチック製差込プラグ製造業; スイッチ製造業

小分類 292 産業用電気機械器具製造業

細分類	産業名		参考
E2921	電気溶接機製造業	主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。主としてガス溶接装置を製造する事業所は中分類26【2662】に分類される。	電弧溶接機製造業; 抵抗溶接機製造業; 電極保持具製造業(溶接用)
E2922	内燃機関電装品製造業	主として自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。	スターターモータ製造業(自動車・航空機用); 航空機用電装品製造業; 点火せん・点火装置製造業(内燃機関用); 電動機・発電機製造業(内燃機関用); 電気式始動機製造業; セルモータ製造業; 発電機製造業(自動車・航空機用); 点火用コイル製造業; ディストリビュータ製造業; 充電機製造業; 磁石発電機製造業; 点火せん用結線装置製造業
E2923	電気炉・電熱装置製造業	主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所をいう。	電気炉製造業; 電熱装置製造業
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	主として蓄電器(電子機器用を除く)を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。	蓄電器製造業(電子機器用を除く); はんだごて製造業(電気式); 磁石製造業; 車両用集電装置製造業; 整流器製造業(電力用); 赤外線乾燥装置製造業; 車載充電器製造業(電気自動車用)

これらの業種(E291,292)は、地域別最低賃金の適用になります。

小分類 293 民生用電気機械器具製造業

細分類	産業名		参考
E2931	ちゅう房機器製造業	主としてちゅう房機器を製造する事業所をいう。 主としてガスこんろ、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス炊飯機器、ガスオープンを製造する事業所は中分類24【2432】に、冷凍機を製造する事業所は中分類25【2535】に分類される。	電気こんろ製造業；電子レンジ製造業；クッキングヒーター製造業（電気式のもの）；電気がま製造業（ジャー炊飯器を含む）；トースタ製造業；ホットプレート製造業；ジューサミキサ製造業；電気ポット製造業；食器乾燥機製造業；食器洗い機製造業；電気冷蔵庫製造業；フリーザ製造業；電磁調理器製造業
E2932	空調・住宅関連機器製造業	主として空調・住宅関連機器を製造する事業所をいう。 主として業務用エアコンディショナを製造する事業所は中分類25【2535】に分類される。	扇風機製造業；換気扇製造業；電気温水器製造業；除湿機製造業；家庭用エアコンディショナ製造業；空気清浄機製造業
E2933	衣料衛生関連機器製造業	主として衣料衛生関連機器を製造する事業所をいう。 主として営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機を製造する事業所は中分類27【2721】に、家庭用ミシンを製造する事業所は中分類26【2635】に分類される。	家庭用電気洗濯機製造業；衣類乾燥機製造業；電気アイロン製造業；電気掃除機製造業；ハンドクリーナ製造業
E2939	その他の民生用電気機械器具製造業	主として電気暖房器、理美容機器などのような他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。	電気ストーブ製造業；電気こたつ製造業；電気毛布製造業；電気カーペット製造業；電気かみそり製造業；家庭用高周波及び低周波治療器製造業；ヘアドライヤ製造業；家庭用生ごみ処理機製造業；温水洗浄便座製造業；電気マッサージ器具製造業

小分類 294 電球・電気照明器具製造業

細分類	産業名		参考
E2941	電球製造業	主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。 主として電気照明器具を製造する事業所は細分類2942に、電球用ガラスを製造する事業所は中分類21【2113】に分類される。	映写機用ランプ製造業；ネオンランプ製造業；蛍光灯製造業；白熱電球製造業；自動車用電球製造業；フラッシュランプ製造業；赤外線ランプ製造業；殺菌灯製造業；水銀放電灯製造業
E2942	電気照明器具製造業	主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプなど及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。 主としてガス灯、カーバイド灯、石油灯、ガソリン灯及びこれらの附属品を製造する事業所は中分類24【2499】に、照明用ガラス器具を製造する事業所は中分類21【2119】に、電球及び類似の光源を製造する事業所は細分類2941に分類される。	天井灯照明器具製造業；電気スタンド製造業；集魚灯器具製造業；坑内安全灯製造業（蓄電池を除く）；投光器製造業；乗物用照明器具製造業；発電ランプ製造業；携帯電灯製造業；放電灯器具製造業；プラスチック製携帯電灯器具製造業；照明器具用安定器（スリムライン）製造業；ヘッドライト製造業；自動車用ウインカ製造業

これらの業種（E294）は、地域別最低賃金の適用になります。

小分類 295 電池製造業

細分類	産業名		参考
E2951	蓄電池製造業	主として蓄電池を製造する事業所をいう。	ニッケルカドミウム蓄電池製造業;リチウムイオン蓄電池製造業;鉛蓄電池製造業
E2952	一次電池(乾電池、湿電池)製造業	主として一次電池(乾電池、湿電池)を製造する事業所をいう。	水銀電池製造業;アルカリ電池製造業

小分類 296 電子応用装置製造業

細分類	産業名		参考
E2961	X線装置製造業	主として医療用及び産業用X線装置を製造する事業所をいう。主としてX線管及びX線用整流管を製造する事業所は中分類28【2811】に分類される。	医療用・歯科用X線装置製造業;X線探傷機製造業
E2962	医療用電子応用装置製造業	主として電子エネルギーを利用した医療用の電子応用装置を製造する事業所をいう。	医療用粒子加速装置製造業;医療用放射性物質応用装置製造業;超音波画像診断装置製造業(循環器用・腹部用を含む);超音波ドブラ診断装置製造業;磁気共鳴画像診断装置製造業;高周波及び低周波治療器製造業(家庭用を除く);エミッションCT装置製造業;レーザー応用治療装置製造業;レーザー手術用機器製造業;結石破碎装置製造業
E2969	その他の電子応用装置製造業	主として粒子加速装置、放射性物質応用装置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。	水中聴音装置製造業;魚群探知機製造業;磁気探知機製造業;高周波シンチ製造業;電子顕微鏡製造業;電子応用測定装置製造業(医療用を除く);サイクロトロン製造業;放射線応用計測器製造業;レーザー装置製造業(医療用を除く);高周波加熱装置製造業;産業用電子応用装置製造業

小分類 297 電気計測器製造業

細分類	産業名		参考
E2971	電気計測器製造業(別掲を除く)	主として電気計測器を製造する事業所をいう。	計器・附属製品(電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計、電力計など);定数測定器・附属品製造業(電気、電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など);検査・評価装置及び附属品製造業;特性測定器・附属品製造業(伝送量測定器、真空管特性測定器、磁性体測定器、誘電体測定器など);総合試験装置・附属品製造業(搬送機器用試験装置、無線機器用試験装置、有線機器用試験装置など)
E2972	工業計器製造業	主として温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所をいう。	温度自動調節装置製造業;圧力自動調節装置製造業;流体自動調節装置製造業;液体組成自動調節装置製造業;液面調節装置製造業;自動燃焼調節装置製造業;ガス制御装置製造業;制御機器製造業
E2973	医療用計測器製造業	主として電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。	生体物理現象検査用機器製造業(体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置);生体電気現象検査用機器製造業(心電・脳波・筋電等検査用モニタ);生体現象監視用機器製造業(集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置);生体検査用機器製造業(呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器);医療用検体検査機器製造業(臨床化学検査機器、血液検査機器);診断用機械器具製造業;心電計製造業

小分類 299 その他の電気機械器具製造業

細分類	産業名		参考
E2999	その他の電気機械器具製造業	主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう	電球口金製造業;導線線製造業;電気接点製造業;ジュメット線製造業;永久磁石製造業;太陽電池製造業;燃料電池セパレータ製造業

中分類 30 情報通信機械器具製造業  
 小分類 300 管理、補助的経済活動を行う事業所(30情報通信機械器具製造業)  
 小分類 301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

細分類	産業名		参考
E3011	有線通信機械器具製造業	主として電話機、交換機、電信機、搬送装置、有線放送装置及びその他の有線通信機械器具を製造する事業所をいう。 主として通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類28に、真空管を製造する事業所は中分類28【2811】に、半導体素子を製造する事業所は中分類28【2812、2813】に分類される。	電話機製造業；交換装置製造業；ファクシミリ製造業；搬送装置製造業
E3012	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	主としてスマートフォン、携帯電話機、PHS電話機を製造する事業所をいう。	スマートフォン製造業；携帯電話機製造業；PHS電話機製造業
E3013	無線通信機械器具製造業	主として無線通信機械器具及び各種無線応用機器を製造する事業所をいう。 主として携帯電話器・PHS電話機を製造する事業所は細分類3012に、主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所は細分類3014に、電気音響装置を製造する事業所は小分類302【3023】に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類28に、真空管を製造する事業所は中分類28【2811】に、半導体素子を製造する事業所は中分類28【2812、2813】にそれぞれ分類される。	ラジオ送信装置製造業；無線送信機製造業；無線受信機製造業；ロラン装置製造業；レーダ製造業；着陸誘導装置製造業；距離方位測定装置製造業；気象観測装置製造業；遠隔制御装置製造業；無線応用航法装置製造業；放送用テレビカメラ製造業；テレビジョン放送装置製造業；GPS装置製造業；カーナビゲーション製造業；可搬形通信装置製造業；車両用通信装置製造業；船舶用通信装置製造業；航空用通信装置製造業；携帯用通信装置製造業；救命艇用通信装置製造業；方向探知機製造業；ビーコン装置製造業；レーダ装置製造業
E3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	主としてラジオ受信機およびテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。 主としてラジオ付カセットレコーダを製造する事業所は小分類302【3023】に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類28に、真空管を製造する事業所は中分類28【2811】に、半導体素子を製造する事業所は中分類28【2812、2813】にそれぞれ分類される。	ラジオ受信機製造業；テレビジョン受信機製造業
E3015	交通信号保安装置製造業	主として交通保安の用に供する電気信号保安装置及び機械信号保安装置並びに鉄道軌条の転つ器、その他の分岐器を製造する事業所をいう。	電気信号装置製造業；鉄道信号機製造業；自動転つ器製造業；分岐器製造業
E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	主として音響信号装置、警報装置などのような他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。	火災警報装置製造業；盗難警報装置製造業；発光信号装置製造業；通報信号装置製造業

小分類 302 映像・音響機械器具製造業

細分類	産業名		参考
E3021	ビデオ機器製造業	主として磁気録画装置(デジタルカメラを除く)又は画像再生装置を製造する事業所をいう。	磁気録画装置(V. T. R)製造業；画像再生装置(E. V. R)製造業；DVDプレーヤ製造業；ビデオカメラ製造業；防犯カメラ製造業
E3022	デジタルカメラ製造業	主としてデジタルカメラを製造する事業所をいう。	デジタルカメラ製造業
E3023	電気音響機械器具製造業	主として録音装置、再生装置、拡声装置及び附属品(完成品)を製造する事業所をいう。 主として録音済みの記録物を製造する事業所は中分類32【3296】に、生の磁気テープ、磁気ディスクを製造する事業所は中分類28【2832】に分類される。	録音装置製造業；ICレコーダ製造業；ステレオ製造業；拡声装置製造業；スピーカシステム製造業；マイクロホン製造業；ヘッドホン製造業；補聴器製造業；ハイファイ用増幅器製造業；オーディオディスクプレーヤ製造業；ピックアップ製造業

小分類 303 電子計算機・同附属装置製造業

細分類	産業名		参考
E3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)	主としてデジタル形電子計算機(プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る)を製造する事業所をいう。	デジタル形電子計算機製造業;ハイブリッド形電子計算機製造業;電子会計機製造業;半導体設計用装置製造業
E3032	パーソナルコンピュータ製造業	主として以下の電子計算機を製造する事業所をいう。 ①事務用、科学技術用、計測制御用、教育用及び趣味的等多目的に使用される小型の電子計算機。 ②主記憶装置にプログラムを任意に設定できる小型の電子計算機。	パーソナルコンピュータ製造業(デスクトップ型、ノート型、タブレット型)
E3033	外部記憶装置製造業	主として中央演算装置(CPU)が入出力チャンネルを通してデータを書き込んだり、読み出すことが可能な記憶装置を製造する事業所をいう。	磁気ディスク装置製造業;光ディスク装置製造業;ディスクアレイ装置製造業;内蔵型HDD製造業;DVDマルチメディアドライブ製造業
E3034	印刷装置製造業	主としてラインプリンタ、ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。	プロッタ(作図装置)製造業
E3035	表示装置製造業	主として表示装置(CRTディスプレイ、液晶ディスプレイなど)を製造する事業所をいう。	CRTディスプレイ製造業;液晶ディスプレイ製造業(パーソナルコンピュータ用)
E3039	その他の附属装置製造業	主としてスキャナー、端末装置、その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。	スキャナー製造業;現金自動預け払い機(ATM)製造業

適用除外される労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
  - ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務
- (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者